

### 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の公表

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	83.9%
正社員	85.3%
パート・有期社員	106.9%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月から令和5年3月まで）

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当を除く。

正社員：当法人就業規則に規定された常勤職員

パート・有期社員：当法人就業規則に規定された嘱託職員及び非常勤職員

\*当法人ではグループホーム事業などにおいて非常勤職員の雇用が多数であるため、雇用人数ではなく、常勤換算した人数により平均年間賃金を算出しました。